

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施して、
資産の健全化を進めております。

不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

不良債権比率 **2.61%**
保 全 率 **88.58%**
引 当 率 **69.75%**

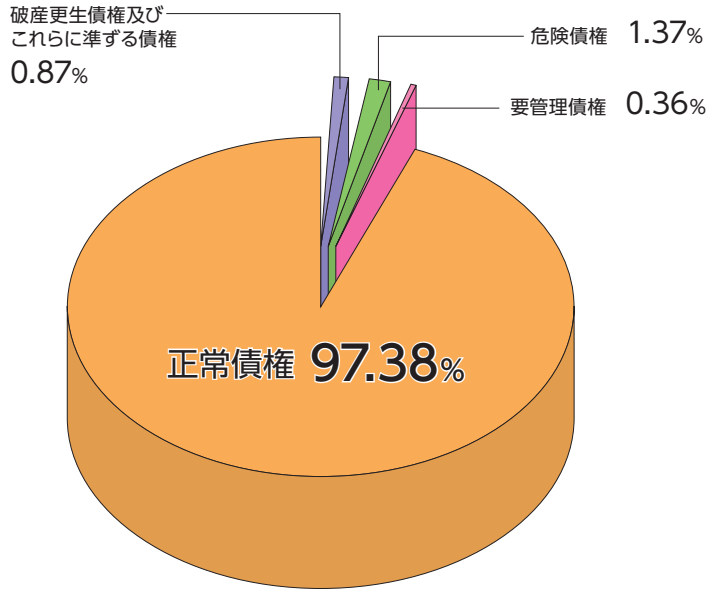
『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』(金融再生法)に基づく開示債権の状況について、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」の不良債権額は15,114百万円で、不良債権比率は2.61%となりました。

この開示債権は、全てが回収不能な不良債権ではなく、このうち担保・保証等で9,408百万円、貸倒引当金で3,980百万円が保全されております。結果、未保全額は1,725百万円となっております。

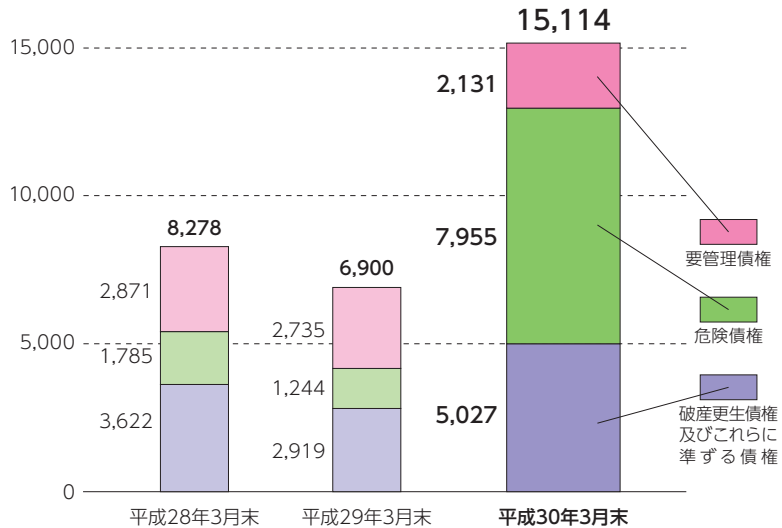
合併による総与信額の増加に伴い、不良債権額が増加しましたが、不良債権比率は2.61%、総与信に占める未保全額の割合は0.29%と引き続き低率です。

また、会員勘定は76,852百万円で資産の健全性維持に対する備えは十分にできております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支援に努め、資産内容の一層の健全化を図ってまいります。



(単位:百万円)



金融再生法開示債権の推移

(単位:百万円)

	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,622	2,919	5,027
危険債権	1,785	1,244	7,955
要管理債権	2,871	2,735	2,131
不良債権額	8,278	6,900	15,114
正常債権	303,801	307,925	561,965
合計	312,079	314,825	577,080
不良債権比率	2.65%	2.19%	2.61%

※当金庫は部分直接償却を採用しておりません。(ただし、旧小樽信用金庫から引き継いだ一部貸出金を除く)
※百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。